

和泉情審答申第 1 号
平成29年12月5日

和泉市教育委員会 様

和泉市情報公開審査会
会長 森口 佳樹

情報の公開の決定に対する審査請求について（答申）

平成29年11月1日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開の決定に対する審査請求について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件の情報公開請求に対応する公文書について、不存在と決定した「伯太小学校PTA会費に係る自動口座引落とし処理に関する公文書（1）から（3）まで」のうち、「自動払込利用申込書の写し」及び「PTAの名簿と振替情報」については、請求内容に類する資料として特定し、和泉市情報公開条例（以下「公開条例」という。）の規定に基づき公開するとともに、他の公開しない部分については、その理由について裁決書等において具体的に明記することとし、その他の請求は棄却するべきである。

2 審査請求の内容

公開条例の規定に基づき、審査請求人が実施機関に情報公開を請求した「1 伯太小学校が在籍児童の保護者に対して行う学校諸費の児童口座引落とし処理に関する公文書のうち、PTA会費に係る部分で次の（1）から（3）までの内容が確認できるもの（平成28年度及び平成29年度入学生分）」（以下「資料1」という。）及び「2 児童本人の入学前に、伯太小学校からPTAへ提供した当該入学予定児童の名簿（平成28年度及び平成29年度入学生分）」（以下「資料2」という。）について、公開条例に基づき公文書が不存在であることを確認した上で、情報公開公文書不存在の決定を行ったこと（以下「原処分」という。）に対して、当該決定を取り消し、文書の全部公開を求めるものである。

- （1）徴収対象について、徴収要件（PTA会員であること）を満たしているか確認するために使用したPTA入会意思表示が読み取れる資料（以下「資料1ア」という。）
- （2）口座引落としの依頼者（PTA）から受領した口座引落とし対象者の名簿（以下「資料1イ」という。）
- （3）資料1ア及び資料1イ以外で、保護者がPTA会員であることを小学校が適切に確認し、同会費を徴収したことが分かる文書（以下「資料1ウ」という。）

3 審査請求人の主張の概略

審査請求人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 原処分を取り消す裁決を求める。
- (2) 実施機関は資料1が不存在であると主張するが、伯太小学校にはPTA会員と非会員の保護者が混在するため、PTA会費の徴収を行うには、保護者を会員と非会員に分類しなくてはならない。そのため資料1が不存在ならば、徴収対象者を特定することができず、徴収が不可能であるはずだが、実態としてPTA会費を徴収しているので、資料1は存在していると思われる。
- (3) 資料1の公文書不存在の理由として、「伯太小学校PTA（以下「PTA」という。）で管理しているものであり、教育委員会として作成、取得又は保存していないため不存在」としているが、PTA会費の徴収作業は伯太小学校が行っているため、情報公開公文書不存在通知書（以下「不存在通知書」という。）の理由として不十分である。
- (4) 資料2が不存在である理由として、不存在通知書では、「作成、取得又は保有していないため不存在」としているが、弁明書では、「学校が作成した名簿の原本はPTAに提供し、副本をとっておらず、データも消去したため不存在」としており、不存在の理由が異なり矛盾している。
- (5) 資料2については、伯太小学校からPTAに対し、紙媒体（原本）を提供した後、電子データを消去したため、公文書は不存在であると実施機関が主張しているように、伯太小学校からPTAに対し外部提供されたものである。外部提供するためには和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）及び保護条例施行規則に基づき、個人情報目的外利用・外部提供届出書（以下「届出書」という。）を市長に届け出る必要があるため、実施機関において、資料2及び届出書を保管しているはずである。
- (6) 上記（5）のとおり、伯太小学校からPTAに対し、資料2を目的外利用及び外部提供しているが、これらの行為は保護条例第9条第1項により制限されており、同項ただし書各号のいずれにも該当しないため、本来は目的外利用及び外部提供できないはずである。この制限を無効化するような意思決定を行ったのであれば、意思決定の経緯として理由及び根拠等を公文書として記録化していると思われる。また、伯太小学校からPTAに対する外部提供に係る決裁文書を作成せず、副本を保管しなかった理由についても、説明責任がある。
- (7) 資料2について、弁明書において、伯太小学校からPTAに提供した個人情報は児童氏名及びカナと記載しているが、実際のPTAが所有している名簿を見ると、性別や在学中の兄弟姉妹の有無の記載もあり、弁明書に記載していない個人情報もPTAに対して提供していると思われるため、資料2における個人情報の内容及び人数などの名簿の項目を確認したい。

以上のとおり、実施機関の行った公文書不存在の決定は取り消されるべきである。併せて、上記（2）、（5）及び（7）の資料の公開、（3）及び（4）の不存在通知書の理由の訂正並びに（6）の文書による説明を求める。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求を棄却する裁決を求める。
- (2) 資料1アを不存在としたのは、P T A入会を直接確認できる書類を作成しておらず、保護者にP T A会費を含む学校徴収金を自動振替により徴収することを入学説明会の際、説明した上で金融機関に自動払込利用申込書を提出してもらい、P T A会費を徴収しているため、審査請求人が求める「入会意思を直接確認できる資料」がなく、不存在で回答した。ただし、自動払込利用申込書に記載の上、金融機関にご提出いただくことで、間接的にP T A会費納入の意思は確認できると考える。
- (3) 資料1イを不存在としたのは、自動払込利用申込書は保護者から金融機関へ提出され、学校は金融機関からの振替情報を入手することで、適切な徴収を管理しており、P T Aからは口座引落とし対象者の名簿を直接取得していないため、不存在で回答した。
- (4) 資料1ウを不存在としたのは、伯太小学校が保護者に対し、直接P T A会員であることを確認した文書はなく、保護者から金融機関に自動払込利用申込書を提出してもらったのみで、他の文書は伯太小学校に提出してもらっていないため不存在で回答した。なお、金融機関から口座振替できなかった人の情報についての振替情報を入手し確認することで、P T A会費を徴収したことを間接的に確認している。
- (5) 資料2は、市教育委員会指導室から伯太小学校に提供した学齢簿を基に、伯太小学校において加工し、作成したものであり、伯太小学校からP T Aに対し、入学予定者名簿の紙媒体（原本）を提供した後、電子データを消去したため、公文書として存在しない。

以上のとおり、原処分は、妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件請求に対応する公文書について

実施機関は、本件請求に対応する公文書について不存在とした理由を口頭弁明陳述により以下のとおりと説明した。

- ① 資料1アについては、P T A入会を直接確認した書類を作成していない。
- ② 資料1イについては、P T Aから口座引落とし対象者の名簿は取得していない。
- ③ 資料1ウについては、伯太小学校が保護者に対し、直接P T A会員であることを確認した文書は存在しない。
- ④ 資料2については、伯太小学校からP T Aに対し、入学予定者名簿の紙媒体（原本）を提供した後、電子データを消去したため、公文書として存在しない。

しかし、不存在通知書には「単位P T Aが管理しているものであり、教育委員会として作成、取得又は保有していないため文書が存在しない。」としか記載されてお

らず、不存在の理由を詳細に不存在通知書に記載しなかったため、審査請求書の提出後に行った弁明書の記載内容と矛盾が生じることになり、審査請求人に不信感を与えたものとする。

(2) 同種資料の公開について

資料1アについて、PTA入会を直接確認できる書類を作成していなくとも、保護者から金融機関に自動払込利用申込書を提出することで、PTAは金融機関から自動払込利用申込書の写しを取得し、間接的にPTA会費納入の意思を確認できるのであれば、「自動払込利用申込書の写し」については、同種資料として特定できると考える。

また、資料1ウについても伯太小学校が保護者に対し、直接PTA会員であることを確認した文書は存在しないとしても、PTAの名簿と金融機関から入手した振替情報を突合することで、PTA会費を徴収したことを確認できるのであれば、「PTAの名簿と振替情報」については、同種資料として特定できる。

このことから、請求内容と類する資料があれば、同種資料として公開すべきと考える。

(3) 実施機関とPTAとの関係

実施機関は、「PTAは自主的・民主的に運営される社会教育関係団体であり、伯太小学校とは別の組織である」と主張するが、PTA会費を学校諸費と同時に徴収することや説明会で学校事務局が説明を行うなど教職員もPTA会員として活動している実態に鑑み、保護者の立場としては別の組織として理解しづらいことは否めない。

このことから、資料1イについては「PTAから取得した」口座引落とし対象者の名簿はないとしても、上記(2)に記載のとおり同種の資料が存在するのであれば、情報公開請求の際、請求者が当該公文書の名称等を正確に記載することができなくても、実施機関が、請求者の意思を汲み取り、請求内容と類する資料があれば、それを含めて特定する必要があると考える。

(4) 資料2の有無の確認について

公文書不存在を前提とした場合、審査会として実施機関の主張のみで信じるのか、審査会事務局（以下「事務局」という。）の調査・確認をもって、不存在と確定するのかについては、事務局の調査・確認をもって、資料2の有無の確定を行うこととした。

事務局が伯太小学校から対象となるパソコン2台について、資料2のデータの有無を調査したところ、ハードディスクにデータは残っていないことを確認した旨の報告があった。

このことから、資料2のデータについては、「伯太小学校からPTAに対し、紙媒体（原本）を提供した後、電子データを消去したため、公文書は不存在である」とする実施機関の主張は信憑性があると考えられる。そのため、審査請求人が反論書において資料2における個人情報の内容及び人数などの名簿の項目の確認を求めるが提供した名簿が残っていないため、どういう項目が含まれていたのかは不明である。

(5) 反論書による追加の情報公開請求について

審査請求人は、反論書において、届出書の情報公開を求めているが、この点については、通常どおり公開条例に基づき、新たに情報公開請求を行う必要がある。

(6) 意見陳述による不存通知書の訂正請求について

審査請求人は、不存通知書における資料1の公文書不存の理由が不十分であること及び資料2を不存とした理由と弁明書における不存の理由が異なり矛盾が生じていることから、実施機関に対して不存通知書の訂正を求める意見陳述を行ったが、これは上記(1)に記載のとおり審査請求人に不信感を与えたものと考ええる。

和泉市行政手続条例第8条第1項において、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に当該処分の理由を示さなければならない旨の規定があり、また同条第2項では、当該拒否処分を書面でするときは理由も書面で示すことが明記されている。理由付記の制度は、実施機関の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨であることに鑑みると、公文書不存の理由は正確かつ具体的に示すべきである。ただし、審査請求人が求める不存通知書の訂正については、裁決書等において不存とした理由を明記するよう求めるものである。

また、情報公開制度は、市の市民に対する説明責任を果たす手段の一つであるが、本件の不存通知書に記載された文言では、十分な説明責任を果たしているとは言いがたい。実施機関は、情報公開制度の運用に当たっては、情報公開による説明責任という原則を常に意識し、特に公文書不存決定を行う場合には、文書が存在しない理由を具体的に明記し、説明する等、十分な説明責任を果たすべきである。

(7) 当該決定以外への審査請求人の主張について

審査請求人は、反論書において、資料2を目的外利用及び外部提供を可能とした実施機関の意思決定の経緯として理由及び根拠並びに伯太小学校からPTAに対する外部提供に係る決裁文書を作成せず、副本を保管しなかった理由についての文書による説明を主張するが、そのような行政対応の請求については本審査会の審査対象外である。

6 結論

以上のとおりであるから、本件の情報公開請求に対応する公文書のうち、一部については公開するものとし、その他の部分に係る審査請求については、理由がなく、棄却すべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

7 附帯意見

本件情報公開請求に係る審査請求について、当審査会としては、以上のような判断を下すものであるが、なお、公開条例第14条第2項に基づき、当審査会は、以下のとおり意見を付記するものである。

慣例的に学校からPTAに対し、入学予定者名簿を提供している実態であろうが、審査

請求人が主張するように外部提供等の個人情報の取扱いに留意するとともに、保護条例の規定や時代にあった個人情報の取り扱いを行うよう強く要望する。

(参考) 個人情報開示等請求・審査請求等の経過

日 付	処 理 内 容
平成29年 7 月 1 8 日	情報公開請求
平成29年 7 月 2 7 日	公文書不存在の通知
平成29年 8 月 8 日	審査請求書受理
平成29年10月23日	諮問書及び関係資料の一式受理
平成29年11月 1 日	○審査会開催 ・実施機関の経過説明、弁明陳述、質疑応答 ・審査請求人の意見陳述、質疑応答 ・審議
平成29年12月 5 日	実施機関への答申